

ラオス国際結婚概要書面

当サービスを利用するにあたり、株式会社フォーライフJAPAN・アジア国際結婚学院とお客様の間で概要書面の授受にあたり、役務サービス提供会社よりサービス内容等の説明を聞き理解納得の上署名をお願いいたします。

この書面は、株式会社フォーライフJAPAN・アジア国際結婚学院主催のラオス国際結婚コースの概要書面となります。入会を希望する顧客は、当書類を受け取り・担当者からの説明を聞き十分に検討・納得の上入会手続きを行う様をお願いいたします。

役務提供者者:	株式会社フォーライフJAPAN・アジア国際結婚学院
代表者:	直井 邦夫
所在地:	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3丁目3-2
電話番号:	03-5289-8312
メールアドレス:	info@forlife-japan.co.jp

提供するサービス

提供するサービスは、当社登録のラオス人女性の紹介業務・お見合い業務・婚約業務・交際フォロー・入籍サポート・在留資格取得申請サポート・奥様入国サポートとなります。お見合での人数の制限はありませんが、婚約後のサポート・活動フォローは一人とさせていただきます。

提供する国内役務サービスの料金とお預かり時期、支払い方法

国内役務サービス料金:1,606,000円(税込み)

海外国際結婚の場合は、国内役務サービス料金以外に、国際航空券・現地役務サービス料金・結納金・仕送り等が発生いたします。

《国内役務サービス料金》(リモートお見合の場合)

《国内役務サービス料金》

	金額	適用	お預かり時期
お見合い料金	66,000円	お見合いに関連する費用	見合い予約
婚約成果報酬	1,100,000円	見合で婚約者確定成果報酬	婚約確定
婚約以降の現地管理費	440,000円	婚約から入国迄の進行管理費用	婚約式帰国後

《現地役務サービス料金》

	円	現地通貨	お預かり時期
見合い・ラウンド費用		14,000THB	見合予約
婚約式・ラウンド費用	484,000円	80,000THB	婚約式渡航予約
結婚許可・ラウンド費用		75,000THB	結婚許可渡航予約

《その他必要な料金》

結納金	600,000円	婚約式にてお相手の家族にお渡し
仕送り	30,000円/月	婚約式以降入国までの生活費の補助
仕送り	30,000円/月	奥様入国後の奥様宅への生活費の補助
紹介者へのお礼	60,000THB	婚約式に持参いただきます
結婚書類作成費用	3,000US\$	婚約式に持参いただきます(提出費用が別途必要です。)

結婚に関するラオス国内書類作成費用は、現地行政書士費用となります。国際航空券・日本国内移動費、個人の飲食、お土産、海外旅行保険等は、別途必要となります。婚約式で使用する結婚指輪は、日本でご準備頂き持参いただきます。国際結婚サービスに関連する費用は、全て銀行振込となり、振込手数料は会員様持ちとなります。

お見合サービスについて

お見合はリモート見合いとなります。現地見合いを希望の場合は、別に航空券・現地ラウンド費用が別途必要となります。

サービスの提供期間について

サービスの提供期間は、入会契約日から1年間です。サービス提供は、会員入会から結婚許可書授受までとなり各サービスは1回となります。サービス期間内に結婚許可授受までがかなわない場合、会員と協議の上1年間の特別延長を行います。特別延長期間中は、月会費が発生いたします。

アフターフォローについて

本コースは、奥様の日本入国をもって役務提供完了となります。役務提供完了後、1年間のアフターフォロー期間に入ります。アフターフォロー期間中には、奥様の日本入国後の結婚生活の相談を主にお受け

制定:西暦2015年07月15日

改定:西暦2024年12月01日

いたします。

個人情報の取り扱いについて

弊社では、会員から提供された個人情報について、以下の範囲で利用させていただきます。会員の入会目的の達成及び弊社・現地法人の業務遂行に関する範囲で利用させていただきます。提供された個人情報に関しては、弊社の個人情報保護規定に従い管理し漏洩・改竄・紛失等の事故が無い様努めます。その他詳細は、別紙の会員規約・個人情報保護に関する覚書をご確認ください。

退会について

会員は次のいずれかに該当した場合には弊社を退会するものとします。

- ① 役務提供期間が満了日をもって退会届を提出したとき
 - ② 成婚退会届出書を提出したとき
 - ③ 会員本人からの要望により、会期中で退会したい旨の連絡があり手続きを実施したとき
 - ④ 婚約・入籍済みで、女性会員未入国のままでの退会を望まれるとき
 - ⑤ 会員の死亡若しくは、以降の活動が困難な状況に至ったとき
- 退会を希望する場合、会員規約に従い所定の手続きが必要となります。

クーリング・オフについて

- 第1項** 入会契約を締結された場合、入会契約書を受領した日を含む 8 日間は、書面又は電磁的記録により無条件に契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます)ができます。申込(契約)者はクーリング・オフに伴う費用の請求、損害賠償、違約金等の負担義務は無く、弊社から請求されることもありません。
- 第2項** 前項に記載した事項に拘わらず、弊社が解除に関する事項について不実のことを告げる行為により誤認をし、また、弊社が威迫をしたことにより困惑し、これによって契約の解除を行わなかった場合は、特定商取引に関する法律第 48 条第 1 項に定める書面を受領した日から 8 日間は、クーリング・オフを行うことができます。
- 第3項** クーリング・オフの効力はクーリング・オフの書面又は電磁的記録を発信したときから生じます。クーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。クーリング・オフが効力を生じた場合、既に提供サービス料の全額、又は一部(提供サービス料内金)を支払っている時は申込(契約)者に速やかにその金額を返還致します。クーリング・オフが効力を生じた場合、既に何らかの役務を提供していても弊社からこれについての対価その他の金額の支払いを請求されることはありません。

中途解約のお知らせ

会員はラオス国際結婚サービス入会申込契約書を受領した日から起算して8日間を経過した後は、理由の如何を問わず、将来に向かって契約の中途解約を行うことができます。会員の希望により中途解約を行う場合、弊社は次にあげる項目に応じて各項目の金額を超える請求しません。

1. 契約解除が役務提供開始後である場合、次の合計額とします。

- ① 提供された役務の対価に相当する額
- ② 解約に伴う損害金は、契約総額から既に提供された役務の対価を引いた残金額の 20%か、政令で定められた上限額 20,000 円(消費税込み)のいずれか低い額

2. 中途解約時の預かり費用が有る場合、サービスの未消化分は返金となります。

既に実施済み・手配済みのサービスに関しての返金はございません。また、お相手と間に婚約または入籍手続きを行って居る場合、お相手に対しての対応は、会員個人が行うことになります。弊社は会員の要望を考慮し、お相手との対応に対し助力させていただきます。

お客様相談窓口・個人情報保護・会員規約について。

お客様窓口は、以下となります。

株式会社フォーライフJAPAN 電話番号:03-5289-8312

個人情報保護・会員規約に関しましては、別途、担当者より個別な説明をお受けください。

《誓約者》

誓約日

氏名

住所

連絡先

ラオス国際結婚概要書面に記載されたお客様の個人情報は、お客様がこのサービスを利用希望された時点で、弊社の個人情報規定を了承されたものとして、利用させていただきます。

制定:西暦 2015 年 07 月 15 日

改定:西暦 2024 年 12 月 01 日